

令和8年度4月定例記者会見 次第

日時：4月27日（月）13時30分

会場：糸島市役所 庁議室

【出席者】

〔伊都国記者会〕朝日新聞社、糸島新聞社、西日本新聞社、毎日新聞社、
読売新聞社、NHK福岡放送局、時事通信社

〔糸島市〕市長、副市長、教育長、関係課（下記参照）

1 市長あいさつ

2 案件

①糸島市と九州大学で取り組む「いとしま免疫村」
について

【市長発表】
健康づくり課
学研都市づくり課

②糸島市指定文化財の新規指定について

【市長発表】
文化課

③庁舎の空調設備改修工事について

公共施設管理課

3 懇談・その他

■次回定例記者会見の開催日時（予定）

日時：5月25日（月）13時30分～

場所：糸島市役所 庁議室

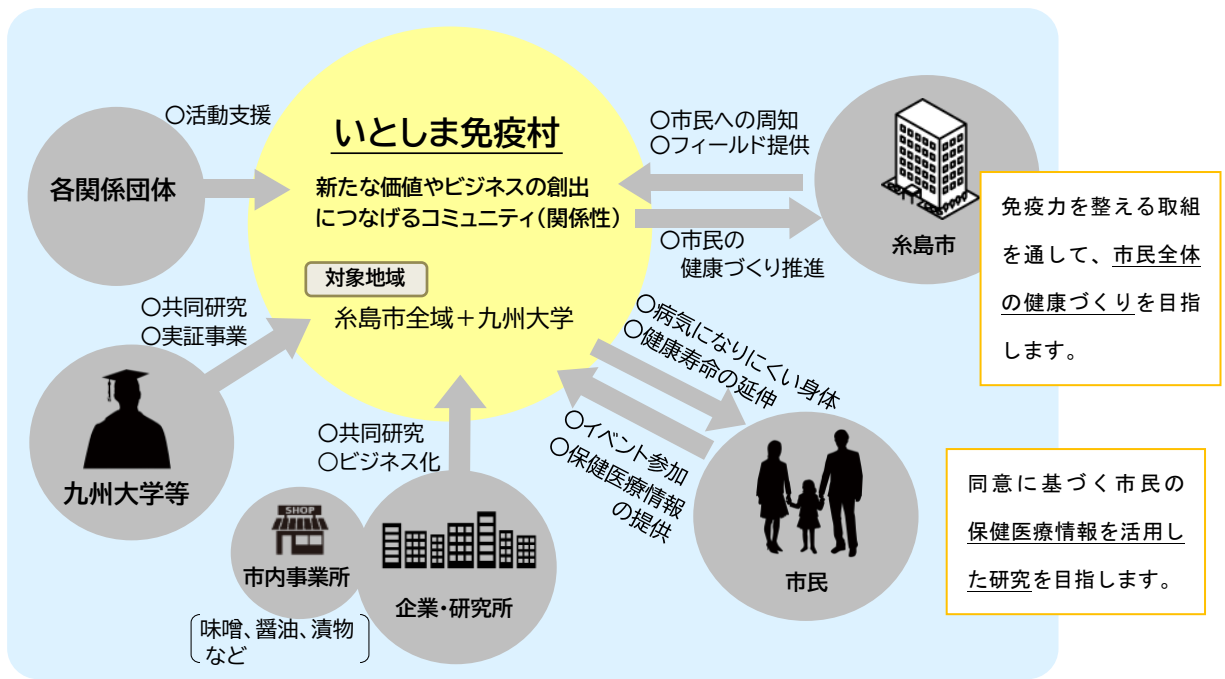
糸島市と九州大学で取り組む「いとしま免疫村」

～市民の免疫力を整え、いきいき元気に暮らせるまちづくり～

糸島市では、コロナ禍を経て関心が高まっている「免疫」をキーワードに、九州大学をはじめとする産学官民が連携し、市民の健康づくり意識を醸成するとともに、新たな価値の創出につなげるための取組を行っています。

いとしま免疫村とは

糸島市の地域資源を活用しながら、九州大学などと連携し、市民の免疫力を整え、健康づくりにつながる活動を行うコミュニティ（関係性）のこと。



【目指す成果】

■健康寿命の延伸

・九州大学とともに小規模介入研究からスタートさせて、免疫に関するエビデンスを確立し、市民の健康指導に活用することで、市民全体を対象とした健康づくりに取り組み、市民の健康寿命の延伸に繋げる。

■ブランド力の向上

・糸島市の農林水産物や加工品に関する免疫効果の研究を行い、ブランド力及び競争力の向上に繋げる。

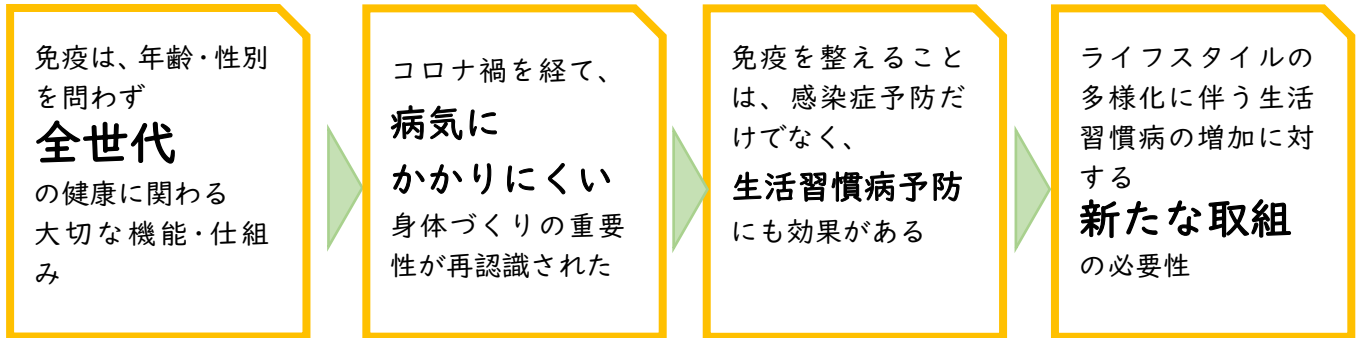
●いとしま免疫村構想 令和7年3月28日策定

市の取組姿勢を発信 ⇒ さらなる産学官民の連携・協働の強化

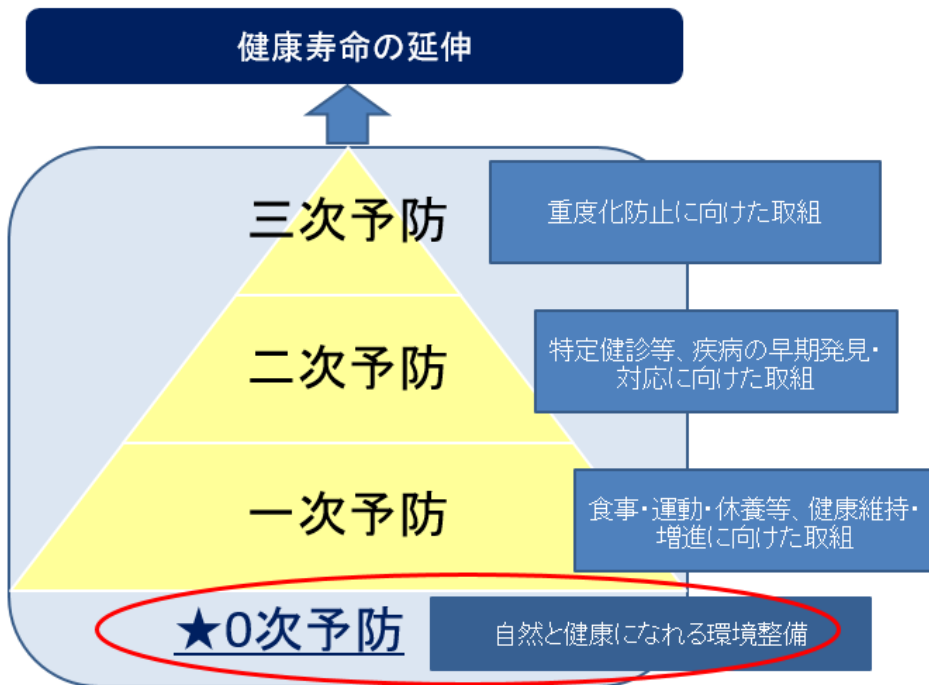
免疫への関心が高いこの機を逃さず、取組姿勢を内外に示すことで、市民の健康づくり意識を効果的に醸成するとともに、九州大学、企業、市民等から、さらなる連携・協働を得ることを目的に策定。

なぜ、 今「免疫」なのか

世間が注目 ⇒ 健康づくりを後押しするチャンス



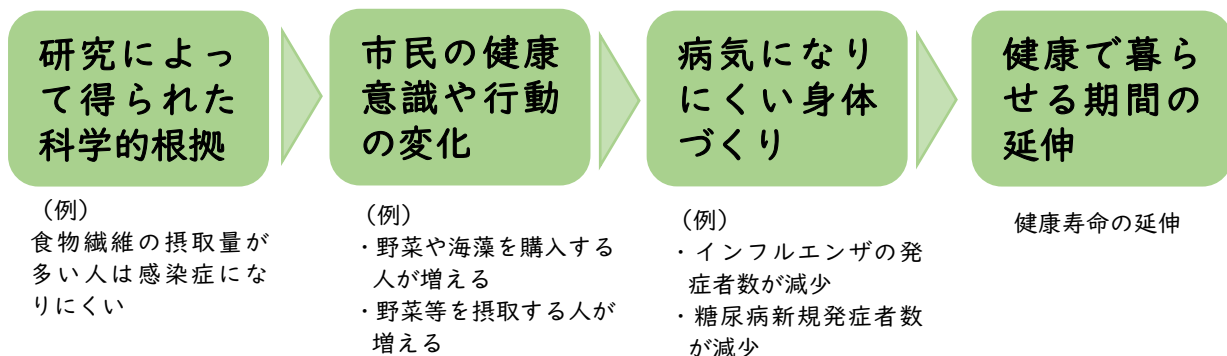
健康づくり事業体系



九州大学、企業、市民等と連携・協働した研究の実施

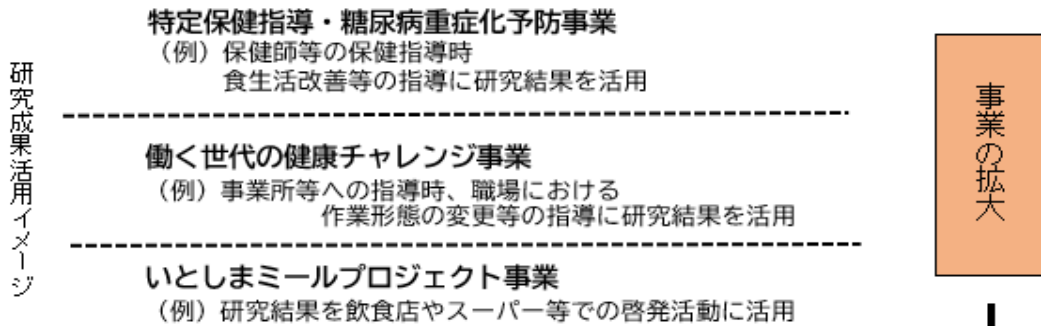
市民や九州大学とともに行う取組の例

→市民の同意に基づく、免疫と健康の関係を解明する介入研究と実証

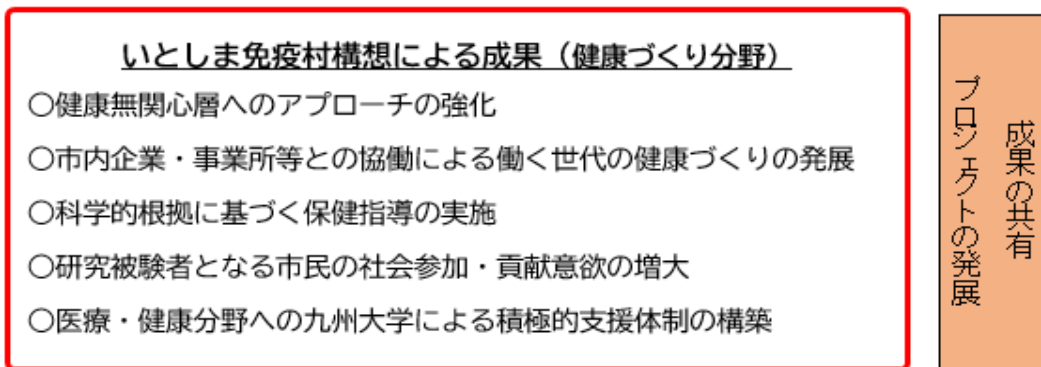


●ロードマップ

(令和8～9年度) 50～100人程度を対象とした小規模介入研究



(令和10～11年度) 1,000人以上を対象とした大規模介入研究



●令和8年度の取組

連携研究の推進

令和7年度に、糸島市と九州大学とで研究の検討を重ねる中で、同大学内に、「いとしま免疫村」を中心課題とし、データ駆動型の分野横断的な研究を推進するグループ「未来社会共創ヘルステック研究ユニット」が設置されました。糸島市が期待する研究に対して、九州大学と協力して取り組みます。

設置日：令和8年4月1日

構成員：九州大学の研究者13人(工学研究院、農学研究院、医学研究院、歯学研究院、他)

(参考)九州大学HP：<https://dx.kyushu-u.ac.jp/unit/research-unit/>



準備を進めている研究

① 運動関連研究

「運動の定着化」を主眼とし、その評価指標の一つとして「免疫機能(唾液IgA等)」を測定するハイブリッド型の研究。分析結果をもとに、介入群と非介入群の対比、および属性別の傾向を可視化し、市民一人ひとりに響く健康モデルを構築・還元するもの。


② 糸島市歯周病健診データ活用

糸島市が保有する「歯周病健診データ」と「医療・介護レセプトデータ」を突合し、口腔環境が医療費や全身疾患に与える影響を分析するもの。

いとしま免疫村フェスティバル開催

「いとしま免疫村」の認知度向上を図り、幅広い世代の健康（免疫）に対する関心を高めるために初めて開催します。

- 1 日程 6月20日（土曜日） 時間帯：10時～15時
- 2 会場 伊都文化会館（糸島市前原東2-2-7）
- 3 概要
 - ・免疫力と関連がある「食」と「運動」がテーマ
 - ・子どもから高齢者までが楽しめる多世代参加型イベント
- 4 内容
 - キャッチフレーズ：免疫のヒミツを知ろう
 - ① 協賛企業等による免疫関連製品の紹介
 - ② 免疫力を整える食材の試食
 - ③ 糸島産農水産物の販売
 - ④ 多世代で参加できる運動コーナー
 - ⑤ 血管年齢、バジチェック、フレイルチェック体験 など
- 5 定員 なし（入退場自由）
- 6 参加費 無料
- 7 主催等
 - 主催：糸島市
 - 協力：九州大学

 詳細は、5月の定例記者会見でお伝えします。

【参考】

●いとしま免疫村の主な経過

令和4年度

糸島市が参加した九州大学主催の研究ワークショップで、「糸島に免疫村を創ろう」というアイデアが出される。

令和5年度

「いとしま免疫村づくり」に繋げるために九州大学と共同研究に取り組み、その一環で、市民の健康寿命延伸と、新たなアイデアやビジネスモデルを創出するためのワークショップを開催。計3回開催。1回あたり40人～60人の参加者あり。

令和6年度

糸島市が、免疫（食と運動）に着目した市民向け講座を開催。
計3回開催。毎回40人以上の参加者あり。
市民の関心の高さを確認 ⇒ いとしま免疫村構想策定。「いとしま免疫村」を商標登録。

令和7年度

九州大学の研究者との協議を経て、令和8年度からの研究テーマを決定。
いとしま免疫村フェスティバル開催決定。
市民向け講座を1回開催。35人の参加者。

●登録商標

いとしま免疫村

令和4年度からの九州大学との取組や産学官民による連携を安定的に継続するために、旗印である「いとしま免疫村」の名称を商標登録しました。

登録番号 登録第6896403号

商標権者 糸島市

登録日 令和7年2月14日

【問い合わせ先】

糸島市 経済振興部学研都市づくり課

大学連携推進係 担当：西、大川

電話番号：332-2079

メール：gakkentoshi@city.itoshima.lg.jp



糸島市指定文化財の新規指定について —福吉の神幸祭—

【糸島市指定文化財の新規指定】

このたび、令和8年3月27日付の糸島市教育委員会告示により、下記の文化財が糸島市の指定文化財として新たに指定されましたので、お知らせいたします。

なお、指定にあたっては、有識者からなる文化財保護委員会による審議によって、文化財に指定することがふさわしいとの評価を得ています。

〈新規指定案件〉

- ① 福吉の神幸祭（無形民俗文化財）
以上1件

※案件の詳細については、
別添資料のとおりです。

今回の新規指定（無形民俗文化財1件）追加により、糸島市指定文化財は、合計で50件（有形文化財30件、史跡6件、名勝2件、天然記念物2件、無形民俗文化財10件）となりました。



興行列の様子

【お問い合わせ】

糸島市地域振興部文化課文化財係（糸島市前原西1丁目1-1） 担当：平尾
電話：092-332-2093 メール：bunka@city.itoshima.lg.jp

1. 名 称	福吉の神幸祭
2. 所在地	糸島市二丈福井、二丈吉井、二丈鹿家
3. 区 分	無形民俗文化財
4. 員 数	—
5. 時 期	—
6. 所有者	—

【指定文化財の概要】

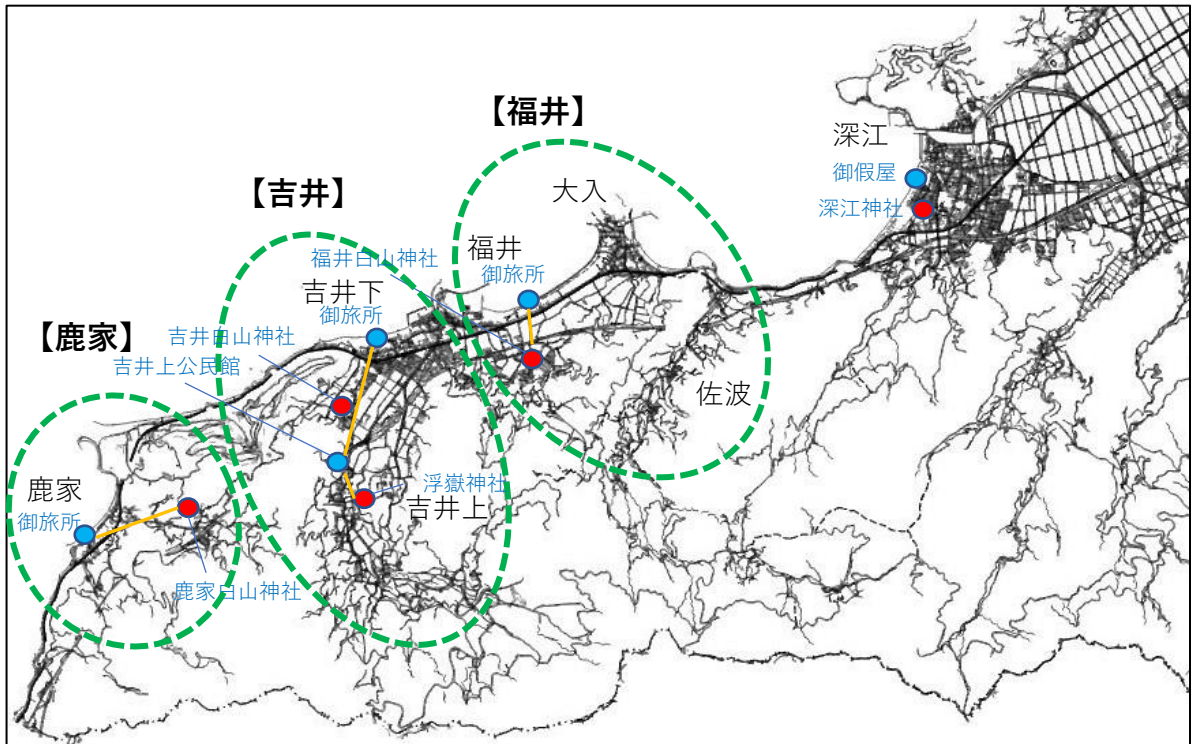
糸島市最西部に位置する二丈福吉地区では、毎年10月第二日曜日に秋季例大祭として神幸祭が執り行われ、五穀豊穰・大漁満足・家内安全・海上安全等を祈願します。神幸祭は、各神社を出発点として浜に設けられた御旅所まで神輿行列が「お下り」し、御旅所において神事を行ったのち、「お上り」として神社へ還御する形式をとります。

現在、福吉地区内で神輿巡行が確認されるのは、①福井白山神社を基点とする福井神幸祭（福井・大入など）、②浮嶽神社および吉井白山神社を基点とする吉井神幸祭（吉井）、③鹿家白山神社を基点とする鹿家神幸祭（鹿家）の三例であり、いずれも同日に巡行が行われています。

これらの神幸祭に共通する最大の特徴は、神輿行列の前方において、近世大名行列を想起させる装束をまとった若者が、挟箱や白熊（ハグマ、装飾用毛槍）を携え、「フリ」と称される独特の所作を繰り返しながら進行する点です。所作や掛け声には各行列で微妙な差異が認められ、地域内における伝承の多様性を示すものと考えられます。また、神輿巡行後に各家の求めに応じて行われる「フリコミ」も各行列に共通するが、その所作や掛け声にはそれぞれ独自の型が継承されています。

吉井神幸祭は明治期に始まったと伝えられ、福井神幸祭および鹿家神幸祭の成立時期は明確ではありませんが、近世までに成立していた「深江の神幸祭」の存在を踏まえると、糸島西部域においてこうした神輿巡行行事が広く展開した背景には、近世における怡土郡西部が唐津藩領であった歴史的事情が関与している可能性が高いと考えられます。

なお、大名行列を想起させる装束と所作をともなう複数の神輿行列が、同一日に地域一帯で展開される様相はきわめて特異なものです。本件は、旧怡土郡西部における歴史的・地域的特色を顕著に示す民俗行事として、高い文化財的価値を有すると評価されます。



福吉の神幸祭 関連地図

●神輿行列の巡行ルート

【福井】
 福井白山神社 → 御旅所 ←

【吉井】
 浮嶽神社 → 吉井上公民館 ← 御旅所
合流
 吉井白山神社 → 吉井上公民館 ←

【鹿家】
 鹿家白山神社 → 御旅所 ←

お下り —
 お上り —



福井白山神社の神輿行列



福井白山神社の神輿行列



吉井白山神社・浮嶽神社の神輿行列



吉井白山神社・浮嶽神社 御旅所での神事の様子



吉井白山神社の神輿行列



吉井の「フリコミ」の様子



鹿家白山神社の神輿行列



鹿家白山神社の神輿行列 御旅所での神事の様子

庁舎の空調設備改修工事について

庁舎建設工事の設計業務を委託していた(株)梓設計より、空調設備改修工事の設計を速やかに進めるため、本社において温熱環境シミュレーションを含む再検証を実施した結果、吹抜け上部への熱気だまり抑制の検討不足であったことに加え、設計計算書の入力誤りが判明した旨の報告を受けました。

近年の著しい外気温上昇とこれらの要因が複合的に作用し、2階の室温上昇を招いているものと考えられ、これまで議会等へ説明していた内容と一部異なる事実が判明したことから、経緯とともに今後の対応についてご報告いたします。

1 経緯

- ①令和6年6月中旬：庁舎冷房の効きに関して市から指摘。機器設定の変更により改善。
- ②令和6年6月下旬：市から梓設計に対し、原因究明と真夏時の対応を求める。
- ③令和6年7月中旬：各階の温度計測を行い、26℃以下であることを確認した旨の報告。
- ④令和6年8月上旬：2階については機器の再設定を実施し、26℃以下となった旨の報告。
- ⑤令和6年8月下旬：④により改善されたため、梓設計は設計計算書の再検証を行わないまま市に完了報告を行い、翌年再度確認することとした。
- ⑥令和7年9月中旬：庁舎2年点検の協議開始。2階冷房の調整を市から依頼。
- ⑦令和7年11月下旬：梓設計九州支社において空調負荷計算書を精査した結果、「吹抜け部の窓ガラスの2階部分を躯体（壁）として入力していた」熱負荷計算書の誤りが判明。この時点で市への報告なし。
- ⑧令和8年3月27日：3月定例会における予算承認後、梓設計と空調設備改修工事に係る事前協議を開始。
- ⑨令和8年3月31日：梓設計本社において設計計算書の再検証を実施し、以下について市に報告。
 - ・温熱環境シミュレーションにより、吹き抜け部分に想定を上回る熱気だまりが発生していること。
 - ・令和7年11月下旬に判明していた熱負荷計算上の誤り、並びにその報告が遅れたこと。
- ⑩令和8年4月3日：梓設計常務取締役および九州支社長から上記報告とあわせて、改修工事費はすべて梓設計が負担する旨の報告。
- ⑪令和8年4月7日：梓設計常務取締役および九州支社長から副市長に謝罪と報告。副市長より原因究明等に関する指示。

2 原因

別紙報告書のとおり。

3 梓設計の対応

(1) 対応

①改修設計の実施

庁舎内の温熱環境の状況や運用状況を踏まえ、速やかに設計図書を作成。

また、市が実施する有識者による改修設計の検証に協力。

②改修工事への対応

改修工事の7月完了に向けた工事監理を適切に実施。

③費用負担

改修工事費および暑さ対策等に要した費用は、梓設計が全額負担。

④計算書再点検の実施

本社において全ての負荷計算書の再点検を実施し、計算に誤りがないことを確認。

(2) 今後の対応

梓設計は、今後も不具合が発生した際には原因究明に協力し、設計に起因すると客観的に認められる場合には真摯に対応する旨の確認書を市と取り交わす予定。

4 今後のスケジュール

4月下旬：改修工事の設計完了。

5月初旬：改修工事の設計内容の妥当性について有識者に確認。

5月中旬：7月までの工事完了に向け、改修工事を発注。

7月下旬：改修工事の完了後、真夏の冷房時の温湿度の確認。

8月上旬：市と梓設計において、損害賠償額、支払期日、支払い方法等について協議。

9月定例会に和解案および歳入予算を上程。

【問い合わせ先】

糸島市 総務部公共施設管理課

担当：前田、大賀

電話番号：092-332-2103

メール：kokyoshisetsu@city.itoshima.lg.jp

令和8年4月16日

糸島市 御中

株式会社梓設計 九州支社
常務執行役員支社長 渡邊 謙

糸島市新庁舎建設設計監理業務における空調負荷計算の誤り
および当該事案に関する報告の遅れについて（報告書）

この度、弊社が設計・監理を行いました糸島市新庁舎建設工事において、設計段階の熱負荷計算に入力誤りがあったことおよび速やかにご報告すべきであった当該事実の貴市への報告が遅れましたことを深くお詫び申し上げます。

本件の経緯、原因、対処および今後の対応について、下記の通りご報告いたします。

記

1. 経緯

(1) 初期の不具合と対応（令和6年6月～8月）

令和6年6月中旬に各諸室にて空調の効きに関する指摘に対して、当初は施工者にて機器設定で対応していました。その後、6月下旬に改めて糸島市より弊社に原因究明と対応依頼がありました。それを受け弊社は、施工者による試運転調整による早期解決を図る判断を行い、7月中旬に各階の温度計測と2階の設定温度の変更、更に8月上旬に機器の再設定を実施した結果、一時的に設計値（26℃）以内となりました。このため、設計計算書の再検証に至らず、計算根拠の精査を行うことなく8月下旬に完了報告を行い、引き続き課題として来年に再度確認することとしました。

(2) 負荷計算の誤りの判明および報告の遅れ（令和7年11月）

令和7年9月から協議を始めた2年目点検において、再度、2階ロビーの冷房の効きに関するご指摘を受けたことを契機として、弊社において負荷計算書を精査した結果、吹き抜け部の窓ガラスの2階部分を「躯体（壁）」として入力していた熱負荷計算上の誤りが判明いたしました。

本来は速やかに貴市へ報告するべきところ「入力の誤りは1階部分の空調機に影響するものであり、2階の暑さの要因ではない」と判断し、報告にいたりませんでした。

(3) 原因の判明（令和8年3月）

速やかに空調増強設備の設計を行うため、支社だけでは対応が間に合わない判断し、本社に設計の応援を依頼して資料を整えるべく温熱環境シミュレーションを含む再検証を実施した結果、想定を上回る熱気だまりが発生していることが判明し、本報告に至りました。

2. 原因

本事案の原因は、以下の要因が複合的に作用したことによるものです。

- (1) 吹き抜け部のガラスの一部を躯体として計算したことで、日射による熱負荷を過少評価したこと。
- (2) 日射による熱負荷は1階床面で発生するため、1階の室温が安定していれば2階への影響はないものと判断した設計の配慮不足の結果、吹き抜け上部への熱気だまりの抑制を十分に検討した空調計画となっていなかったこと。
- (3) 近年の記録的な猛暑や風除室からの高温空気流入の2階への影響が十分に考慮できてなかったこと。

これらの直接的な原因が生じた背景として、設計段階および竣工後の指摘時において、設計の妥当性を検証する社内体制が十分に機能しておらず、また、不具合の状況について本社との情報共有が適切に行われていなかったことであると考えております。

3. 対処

(1) 改修設計の実施

庁舎内の温熱環境の状況や運用状況を踏まえ、貴市の承認を得た上で速やかに改修設計図書を作成いたします。

(2) 改修工事への対応

工事の令和8年7月完了に向けて工事監理を適切に行い、空調設備の品質確保に努めます。

(3) 費用負担

改修工事費およびこれまで暑さ対策等に要した費用は弊社が全額負担し、工事完了後、貴市からの請求に基づき速やかに支払いいたします。

(4) 計算書再点検の実施

本件以外に空調設計上の不備がないか確認を行うため、本社担当部署において全室の負荷計算書の再点検を実施いたしました。その結果、計算に誤りがないことを確認し、本件以外に空調能力の不足がないことを確認いたしました。

4. 今後の対応について

今後も不具合が発生した場合は、原因の究明に協力し、設計に起因すると客観的に認められる場合は真摯に対応します。

5. 結語

昨年11月時点で不備を認識しながら、支社部門内の判断により原因の究明および是正に至ることができなかったことを弊社として重く受けて止めております。本事案は、弊社の企業ガバナンスおよび管理体制が十分に機能していなかったことに起因するものであり、深く反省するとともに、誠心誠意、事態の収拾および信頼回復に努めて参る所存です。

以上